

公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会
日本万国博覧会記念基金事業採択基準

(目的)

第1条 この基準は、日本万国博覧会記念基金事業助成金交付規程第8条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(助成事業の対象となる条件)

第2条 助成事業は、次の各号に適合する事業とする。

- (1) 日本万国博覧会（以下「博覧会」という。）の成功を記念するにふさわしい公益的な事業であること
- (2) 助成金なくしては事業が成し得ない事業であること
- (3) 事業の計画及び方法が適切であり、かつ助成効果が期待できる事業であること
- (4) 助成の効果が特定の者のみに寄与すると認められない事業であること
- (5) 日本との関係が認められる事業であること
- (6) 第三者が実施する事業の資金提供者に事業者がなるとみなされない事業であること
- (7) 事業者が当該助成金により取得した財産を第三者に寄附するとみなされない事業であること（助成の効果があると協会が判断する場合を除く）
- (8) 事業者の経常運営（学校校舎の建設又は敷地の購入、大学の講座又は教育コースの開設等）とみなされない事業であること
- (9) 申請額が総事業予算の5%以下の当該助成の効果が期待できないとみなされない事業であること
- (10) 記念碑の設置等事業者の設立を記念するものとみなされない事業であること
- (11) 単に調査研究を目的としたものとみなされない事業であること
- (12) 宗教活動又は政治活動を目的としたものであるとみなされない事業であること
- (13) 基金を設立するためのものであるとみなされない事業であること
- (14) 個人が実施する事業であるとみなされない事業であること
- (15) 施設の建設又は整備事業にあつては、取得財産が個人の所有物になるとみなされない事業であること

(助成事業者の対象となる条件)

第3条 助成事業者は、次の各号に適合する団体とする。

(1) 助成事業を遂行するに足る能力を有する団体であること

(2) 次の各号に適合しない団体であること

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に関する実質的に管理している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である団体

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用する等している団体

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している団体

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している団体

ホ 法令違反または社会的、道義的信用が失墜するような行為を行った団体

ヘ その他諸般の事情から助成事業者へ助成金の交付決定が適切でないとして協会が判断した団体

(国際相互理解の促進に資する活動の助成金)

第4条 国際相互理解の促進に資する活動は、次の各号の事業形態に区分し、

1, 000千円から事業形態の限度額の範囲内で採択するものとする。

ただし、限度額は各号の事業形態を複合しないものとする。

- | | |
|--|----------|
| (1) 公演・展示 | 4,000千円 |
| (2) 国際会議 | 3,000千円 |
| (3) 図書購入 | 2,000千円 |
| (4) 図書刊行・フィルム及びテレビ番組の制作や
ホームページ制作等のためのIT環境整備等 | 3,000千円 |
| (5) 招へい、派遣 | 3,000千円 |
| (6) 日本語教育用機材の購入 | 5,000千円 |
| (7) 前6号以外の機材の購入 | 8,000千円 |
| (8) 施設の建設又は整備 | 10,000千円 |
| (9) 国際博覧会への出展等 | 10,000千円 |

2 2分の1を超えて助成することができる国外事業者の助成率は、10分の9以内

とする。ただし、国際開発協会（IDA）の融資適格国の国外事業者の場合は、10分の10以内とする（2分の1の助成率を超える助成事業者の資格要件と助成率）

（文化的活動の助成金の取扱い）

第5条 文化的活動の助成金は、助成事業者が定額による助成を選択する場合、対象事業費の合計額に応じて、500千円から1,000千円の範囲内の定額で採択するものとする。

ただし、100千円未満の金額の部分は切り捨てることとする。

2 助成事業者が、助成対象事業費の総額の2分の1以内を選択する場合、助成金は、第4条1項で区分した事業形態に関わらず1,000千円から4,000千円を範囲内で採択するものとする。

（採択の特例）

第6条 国際相互理解促進に資する事業において助成金が1,000千円未満となる助成事業は、記念基金事業としてふさわしく、助成の効果が十分期待できると認めるときは採択するものとする。

（助成金の下限額）

第7条 助成金が100千円未満となるときは、助成金は交付しない。

（対象事業費）

第8条 対象事業費は、次の各号に該当する事業に直接必要な経費とする。

- （1） 対象となる事業の実施期間中に発生する経費であること
- （2） 助成事業者と異なる者への支払又は給付をする経費であること

2 次の各号に該当する経費は対象外とする。

- （1） 助成事業者の経常的な運営経費
- （2） 事務局の人件費
- （3） 助成事業者の出演料、謝金
- （4） 飲食、観光、アトラクション費、交通費特別料金（航空運賃のファーストクラス及びビジネスクラス・新幹線グリーン車）
- （5） 参加者等の同伴者の経費

ただし、身体障害者等の同伴者の費用は対象事業費とすることができる。

- （6） 事業者の構成団体への支払い（共催事業者、実行委員会の構成団体等）

3 事業によっては、対象事業費の費目及び金額を制限することができる。

(複合事業の取扱い)

第9条 助成事業の実施内容が国内事業と国外事業の性格を有している場合は、事業規模の大きい方に位置づける。

(複合事業形態の取扱い)

第10条 国際相互理解の促進に資する事業に該当する助成事業の内容が第4条1項に定める事業形態において複数に該当するときは、当該事業の実施する主たる目的と事業形態ごとの事業規模によって判断するものとする。

(優先助成)

第11条 次の各号に該当する助成事業は優先的に採択する。

- (1) 当該年度の助成方針に合致する事業
- (2) 国外事業者が実施する事業においては、助成実績がない国からの要望事業
- (3) 国外事業者が実施する事業においては、日本万国博覧会出展国の団体で同国への助成実績が1回までのもの

(留意事項)

第12条 助成事業の採択については次の事項を留意する。

- (1) 長期的にみて助成地域に極端な不均衡をきたすこととならないよう考慮する。
- (2) 国際事情、特に日本と助成事業が実施される国との関係を考慮する。

2 助成実績及び万博出展参加国に対する未助成国の取扱いは、日本万国博覧会記念協会及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構が実施した補助実績を通算する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この基準は、平成27年7月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この基準は、施行日以降の申請から適用し、施行日前日以前の申請については、従前の「公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会日本万国博覧会記念基金事業採択基準」による。